

## 令和4年度第6回臨時総会 議事録

開催日時	令和4年11月7日（月） 午後2時28分～午後2時42分
開催場所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	<p>大崎 恭寿    池澤 誠    西本 統洋    植田 俊博    加藤 孝幸</p> <p>廣井 千里    中島 義幸    久保田 彦昭    森田 浩明    大野 哲</p> <p>竹内 佳代    中島 正根    前田 眞作    上田 博    久保 壽美男</p> <p>川澤 一博    矢野 強    中村 富貴</p> <p style="text-align: right;">以上18名</p>
欠席委員	<p>山本 和正</p> <p style="text-align: right;">以上1名</p>
事務局	<p>近森事務局長    永野次長    堀内係長    長澤主任    麻植主任</p> <p style="text-align: right;">以上5名</p>
議題	<p>議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について</p> <p>議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について</p>

開 会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時28分)
議事録署名委員	議長が、植田委員、竹内委員を指名する。
議 事 議 長	<p>それでは、お手元に配付いたしました会議次第により、議事を進めてまいります。</p> <p>議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明願います。</p>
長澤主任	<p>それでは、議案第1号について、ご説明いたします。</p> <p>農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が引き続き農業を営むことに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回3件の適格者証明願が提出されております。</p> <p>議案第1号と記載しておりますものの1ページから2ページをご覧ください。案件1は、被相続人が令和4年1月に亡くなられたことにより、相続人が旭地区の計9筆、6,069.14㎡の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち2・8・9番の土地には倉庫部分があり、その面積を除外しての申請となっております。</p> <p>続きまして、3ページから5ページをご覧ください。案件2は、被相続人が令和4年9月に亡くなられたことにより、相続人が高須地区の計11筆、9,956.00㎡の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち9番の土地には宅地部分があり、その面積を除外しての申請となっております。</p> <p>これらの案件につきまして、申請人同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、農地であることとともに、適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については備考欄に記載のとおりです。</p> <p>続きまして、6ページから8ページをご覧ください。案件3は、被相続人が令和4年2月に亡くなられたことにより、相続人が潮江及び高須地区の計10筆、8,499.98㎡の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち4番の土地には倉庫部分があり、その面積を除外しての申請となっております。</p> <p>この案件は、当初、被相続人の妻を申請人として提出され、先月開催いたしました令和4年度第5回臨時総会にて承認いただいた証明願について、被相続人の長男を申請人として、新たに申請されたものです。現在、担当税理士により相続税額の計算等、申告の準備を行っておるところですが、その内容によっては、一部の農地を、被相続</p>

	<p>人の妻ではなく、長男が相続する可能性が出てきたことから、今回申請となったものです。どの農地をどの相続人が相続するのかについては、現時点ではまだ決まっておりませんが、証明願の提出から証明書の交付までには日数がかかり、税務署への申告期限が迫ってきているため、当初の証明願と同じ物件明細となっておりますが、税務署への申告の際には、計算の結果、最終的に決まった遺産分割内容に沿って、物件が重複しないように申告を行う旨、担当税理士から申し出がされております。</p> <p>また、現地調査は新たには行っておりませんが、申請人について適格者であることを確認しております。</p> <p>以上3件の案件について、各申請人に適格者証明書を交付したいと思いますので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見・質問なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。
議長	続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、事務局より説明願います。
麻植主任	<p>それでは、議案第2号について、ご説明いたします。</p> <p>相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告期限の翌日から20年を経過することに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について、税務署から1件の照会がありました。</p> <p>議案第2号と記載しておりますものの、1ページをご覧ください。案件1は、被相</p>

	<p>続人が平成 14 年 3 月に亡くなられたことにより、相続人が、初月地区の計 4 筆、1,247.00 m<sup>2</sup>の農地を相続したものです。このうち、2 番の土地につきましては、法務局の地図作成により、申告時から面積が変更されております。以上 1 件です。</p> <p>この案件につきまして、相続人家族同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、いずれも農地として利用されていることを確認しております。特例の適用を受けた農地等の所在地番、利用状況の詳細については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>税務署に、この内容で報告したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見・質問なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画について、事務局から報告願います。</p>
堀内係長	— 農業経営改善計画について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご質問等はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	以上で、本日予定しておりました議題及び報告事項は全て終了しました。その他に、委員の皆さんから、何かご意見等はございませんか。

委員	— 意見なし —
議長	事務局から、何か連絡事項はございませんか。
堀内係長	— 委員報酬からの控除について 連絡 —
長澤主任	— 高知市農協青壮年部との意見交換会の開催について 連絡 —
議長	以上をもちまして、令和4年度第6回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後2時42分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和4年//月2/日

議長 大野哲

議事録署名委員 植田俊博

議事録署名委員 竹内任代

議事録作成者 麻植立子